

茅野市永明寺山公園墓地

第2合葬式墓地募集要項

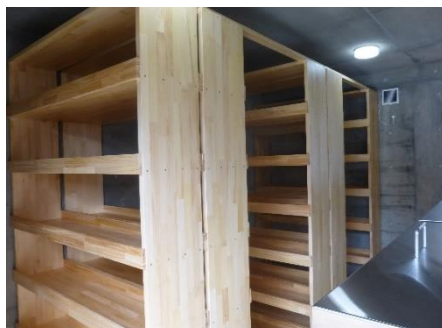
合葬式墓地の利用を希望される方は、この「茅野市永明寺山公園墓地第2合葬式墓地使用者募集要項」を確認の上、お申し込みください。



正面



納骨室（共同埋蔵用納骨箱）



納骨室（個別埋蔵用納骨棚）



※スマートフォンをお持ちの方はこちらのQRコードを読み取りください。

1 合葬式墓地の概要

合葬式墓地とは、ひとつの大きなお墓にご遺骨を他の方と一緒に埋蔵する形式のお墓で、市が永年管理します。

この合葬式墓地にご遺骨を埋蔵する方法は共同埋蔵方式と個別埋蔵方式の2通りあります。

共同埋蔵方式では、骨壺から納骨袋にご遺骨を移し替え、納骨箱（カロート）にご遺骨を直接埋蔵します。埋蔵後にご遺骨の引取りや改葬はできません。

個別埋蔵方式では、納骨室内の納骨棚にご遺骨を15年間安置し、15年後に納骨箱（カロート）に共同埋蔵します。この15年間に限り、ご遺骨の引取りや分骨、改葬ができます。

納骨後の参拝は、墓地正面の参拝場所で行います。（共同・個別とも合葬式墓地の建物内部には入れません。）

2 申し込み先及び受付期間

申し込み先：茅野市役所 市民課 市民係（4番窓口）

受付期間：募集件数に達するまで

3 合葬式墓地の募集件数・使用料

募集件数（令和8年4月1日時点）

使用料

共同埋蔵方式	残 168件/560件
個別埋蔵方式	残 243件/360件

共同埋蔵方式 1体	50,000円
個別埋蔵方式 1体	150,000円

※管理料はかかりません。

※共同埋蔵方式の場合は、納入された使用料はお返しできません。

※個別埋蔵方式の使用を中止する場合は、下記の区分により使用料を還付します。

- 1) 許可を受けた日から1年以内 60パーセント
- 2) 許可を受けた日から1年を超え3年以内 40パーセント
- 3) 許可を受けた日から3年を超え5年以内 20パーセント

4 申し込み要件

申請者が次の要件を満たしていることが必要です。

（1）焼骨を所持している場合

- ・茅野市に住所又は本籍を有していること。
- ・永明寺山公園墓地の使用権を有していないこと。（ただし、承継による場合を除く）

（2）将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする場合（生前申込）

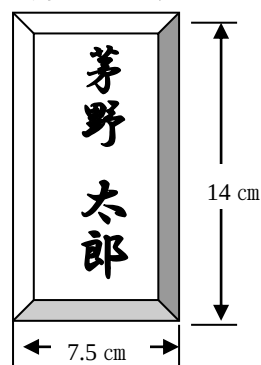
- ・茅野市に住所又は本籍を有していること。
- ・永明寺山公園墓地の使用権を有していないこと。（ただし、承継による場合を除く）
- ・焼骨を埋蔵する際の立会人が選定されていること。

※原則、分骨によるお申し込みはできません。

※別にお墓がある方は、そのお墓の墓じまいにあわせて申請をお願いします。

5 石板への刻銘（石板掲示希望者のみ）

永明寺山公園墓地使用許可証の交付時に、合葬式墓地内にある石碑に掲示するための、被埋蔵者氏名刻銘用の石板をお渡しします。下記の方法により石材店等にて刻銘いただき、納骨時に持参してください。（石材店等への刻銘代は使用者の負担となります。）



刻銘の方法

被埋蔵者の生前の氏名を刻銘してください。（氏名への色入不可）

また、次に掲げる内容を刻銘した石板は掲示できません。

- 戒名その他の宗教に関するもの。
- メッセージ等の文言。
- 公序良俗に反するもの。
- その他公園墓地の管理上不適当と認められるもの。

6 焼骨の容器の基準（個別埋蔵方式の使用者）

容器の大きさは、幅 22 cm以下 高さ 26 cm以下 奥行き 22 cm以下のもの、材質は陶磁器等焼骨の埋蔵に適したものを使用してください。また、箱等の外装を施すことはできません。

合葬式墓地には、ご位牌等、焼骨及び焼骨の容器以外のものはお納めできません。

7 合葬式墓地の使用許可申請の手続き

記入例を参照し、永明寺山公園墓地使用許可申請書に必要事項をご記入ください。
※申請書は茅野市ホームページ内の「合葬式墓地使用者募集」からダウンロードできます。

様式第1号（第6条関係）

永明寺山公園墓地使用許可申請書

（宛先）茅野市長

〇〇〇〇年 〇月 〇日

記入例
（生前申込）

申請者	本 籍	茅野市塚原 1234 番地
	住 所	茅野市塚原 1234 番地
	氏 名	茅野 太郎
	連絡先	0266-12-3456

下記のとおり、永明寺山公園墓地を使用したいので申請します。

認印可

☐	墓地区画の申し込み		
聖域番号	号	聖地番号	の
聖地管理人 （申請者の住所が茅野市外の場合）	本 籍		
	住 所		
	氏 名	印（実印）	
		電話番号	
ご希望の埋蔵方式に丸をお書きください。			
・聖地管理人 （1）住民票の写し （2）印鑑登録証明書			

☒	合葬式墓地共同埋蔵場所の申し込み	☐	合葬式墓地個別埋蔵場所の申し込み	
被埋蔵者	本 籍	茅野市塚原 1234 番地		
	住 所	茅野市塚原 1234 番地		
	氏 名	茅野 太郎	申請者との関係	本人
立 会 人 （申請者と被埋蔵者が同一の場合）	本 籍	茅野市塚原 1234 番地		
	住 所	茅野市塚原 1234 番地		
	氏 名	茅野 花子	印（実印）	
	申請者との関係	妻	電話番号	0266-12-3456
添付書類	・申請者 （1）住民票の写し ・被埋蔵者 （1）住民票の除票の写し（申請者と同じ場合は不用） ・立会人 （1）住民票の写し （2）印鑑登録証明書			

印鑑登録証明書と同じ印

（1）焼骨を所持している方

申請者と被埋蔵者が異なるため、立会人は記入不要です。

（2）将来において自己の焼骨を埋蔵したい方（生前申込）

申請者と被埋蔵者が同一のため、立会人を選定しご記入ください。

※立会人は茅野市外在住の方も選定可能です。

8 申込みから使用開始までの流れ

(1) 提出書類の準備

この要綱の申し込み要件を確認のうえ、必要書類をご用意ください。

提出書類は「永明寺山公園墓地使用許可申請書」の他に、次の書類が必要です。

① 焼骨を所持している場合

- ・申請者本人の住民票の写し
- ・被埋蔵者の住民票の除票の写し

② 将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする場合

- ・申請者本人の住民票の写し
- ・立会人の住民票の写し
- ・立会人の印鑑登録証明書

市民課・市民係（4番窓口）

(2) 許可申請書の記入及び書類の提出、使用許可についての説明

提出された書類及び使用許可申請書の内容確認をします。

使用許可にあたっての注意事項等を説明いたします。

（本籍地が茅野市で市外在住等、遠方の場合は郵送でも受付けます。）

(3) 永明寺山公園墓地使用許可証の交付

書類審査後、使用料の納入通知書を郵送します。指定の金融機関等でお納めください。

入金確認後、「永明寺山公園墓地使用許可証」及び記名用の「石板」をお渡しします。

※石板の郵送ができないため、茅野市役所まで受取りにお越しください。

(4) 合葬式墓地への納骨（焼骨所持の場合は使用許可証の交付から1年以内）

納骨可能日時：市役所開庁日の9:00～16:30（市職員立会で納骨を行います。）

※事前に下記お問い合わせ先へご連絡いただき日時等の打合せをお願いします。

持ち物：①「埋葬許可証」又は「改葬許可証」等 ② 使用許可証

③ 刻銘した「石板」（石板の掲示を希望する場合）※納骨日以後の掲示も可能

※共同埋蔵後の骨壺はお持ち帰りいただきます。（市で引き取ることはできません。）

9 案内図



ビーナスラインを諏訪インター方面から、
蓼科方面へ向かい「北原石材店」様前信号
を左折してください。左折後は、道なりに
まっすぐお進みください。

カーナビの目的地設定の住所は、
「茅野市塚原一丁目2番」です。

市役所より車で約5分、徒歩で約15分。

お問い合わせ先

茅野市役所 市民環境部 市民課 市民係

電話 (0266) 72-2101 内線 254

FAX (0266) 72-5988

Mail: shimin@city.chino.lg.jp